

## 千葉県航空機整備関連企業の立地支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第一条 知事は、成田空港周辺地域への航空機整備関連企業の立地を促進するため、成田空港周辺地域の拠点に必要となる人材を企業が確保できるよう、航空機整備関連事業に従事する者に対する奨学金返還支援の取組を実施する新規立地等を行う企業に対し、千葉県補助金等交付規則（昭和三十二年千葉県規則第五十三号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

### (定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 成田空港周辺地域

千葉県成田市、富里市、香取市、山武市、栄町、神崎町、多古町、芝山町及び横芝光町の九市町の行政区域をいう。

二 企業

会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第一号に規定する会社又は同条第二号に規定する外国会社をいう。

三 航空機整備関連事業

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第五条の六に規定する作業の区分における修理（軽微な修理のみの場合を除く。）又は改造を行う事業をいう。

四 航空機整備関連事業に従事する者

前号に掲げる作業に専ら従事する者（労働契約に基づき、前号に掲げる作業に従事することが期待される者を含む。）であり、次のすべてに該当する者をいう。

ア 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。

イ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。

五 入社

前号に該当する者として、企業が雇用を開始することをいう。

六 立地

企業が工場、研究所その他の事業所又は事務所（以下「工場等」という。）を設置することをいう。

七 投下固定資産額

工場等の設置を行うために必要な建物及び償却資産の取得（これに準ずるものを含む。）に要する費用をいう。

八 奨学金

次のいずれかに該当するものとする。ただし、返還を免除されるものを除く。

ア 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金

イ 地方公共団体、大学及び公益法人、民間企業等が貸与する奨学金

ウ その他知事が特に必要と認めるもの

## 九 返還中

次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 申請日において、貸与等された奨学金を現に返還（第四条に定める補助対象者が、第五条に定める支援対象者に代わって奨学金貸与機関に直接返還（以下「代理返還」という。）する場合を含む。以下この号において同じ。）している状態
- イ 貸与等された奨学金を申請日の属する年度から返還開始予定である状態

（企業の計画の認定）

第三条 この要綱に基づく補助金の交付を申請しようとする企業は、新規立地等に関する計画について、航空機整備関連事業計画認定申請書（別記第一号様式）を知事に提出し、その認定を受けなければならない。

- 2 前項に掲げる計画（以下「立地計画」という。）の認定の申請は、補助金の交付を受けようとする事業に着手する前に行わなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 知事は、立地計画が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その認定を行うものとする。

### 一 新規立地企業

次のいずれにも該当する企業。

- ア 成田空港周辺地域で航空機整備関連事業を実施していない企業であり、成田空港周辺地域に航空機整備関連事業を実施する工場等（付帯施設を含む。）を、投下固定資産額が十億円以上で新たに設置する計画があること。
- イ アに掲げる工場について、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二十条第一項第四号又は第七号に規定する業務の能力に係る国土交通大臣の認定を取得していること又は取得する計画があること。
- ウ アに掲げる計画に関連した、航空機整備関連事業に従事する者の確保に係る計画があること。
- エ ア及びウに掲げる計画が具体的であり、確実に実施されると見込まれること。
- オ 千葉県税の滞納がないこと。

### 二 拠点拡充・更新企業

次のいずれにも該当する企業。

- ア 成田空港周辺地域に航空機整備関連事業を実施する工場等を有し、操業している企業であり、当該工場等を投下固定資産額が十億円以上で増築又は改築し、当該工場等における航空機整備関連事業に従事する者の増員を伴う、事業高度化を図る計画があること。
- イ アに掲げる工場について、航空法第二十条第一項第四号又は第七号に規定する業務の能力に係る国土交通大臣の認定を取得していること。
- ウ アに掲げる計画に関連した、航空機整備関連事業に従事する者の確保に係る計画があること。
- エ ア及びウに掲げる計画が具体的であり、確実に実施されると見込まれること。
- オ 千葉県税の滞納がないこと。

- 4 立地計画の認定の有効期間は、認定申請日が属する年度又は翌年度から六年間（第五条第一号に該当する者に対し実施する事業については五年間）とする。
- 5 立地計画の認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）は、当該立地計画を変更し

ようとするときは、航空機整備関連事業計画認定変更承認申請書（別記第二号様式）を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、知事が定める軽微な変更にあつては、この限りでない。

- 6 認定企業は、立地計画を中止し、又は廃止したときは、速やかに航空機整備関連事業計画中止（廃止）届（別記第三号様式）を知事に提出しなければならない。
- 7 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。
  - 一 認定企業が偽りその他不正の手段により第三項に規定する立地計画の認定を受けたとき。
  - 二 立地計画が第三項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

（補助対象者）

第四条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、前条に定める認定企業であること。

- 2 同一年度に、従業員に対する奨学金返還支援に対して、千葉県から他の補助金（間接補助金を含む）の交付決定を受けていないこと。
- 3 前各項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象とならない。
  - 一 補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。)) が次の各号のいずれかに該当する者
    - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
    - イ 次のいずれかに該当する行為（（イ）又は（ウ）に該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
      - （ア）自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
      - （イ）暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
      - （ウ）県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
    - ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - 二 労働関係法令に違反している者
  - 三 事業内容が公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがある者
  - 四 宗教上の組織又は団体である者
  - 五 政治団体又は政治的な活動を目的とする団体である者
  - 六 前各号に掲げる者のほか、知事が不適當であると認める者

（補助事業）

第五条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が、航空機整備関連事業に従事する者であり、かつ、申請日において次の各号のいずれかに該当する者（以下「支援対象者」という。）に対し実施する、奨学金返還のための支援金を支給又は代理返還する事業とする。

- 一 入社した日から一年を経過していない者であり、かつ、次のいずれにも該当する者。
  - ア 補助対象者に入社した日までの過去一年の間に、期間の定めのない労働契約を締結して、千葉県内における事業所で勤務した経験がないこと。
  - イ 労働契約に定められた就業場所が成田空港周辺地域を含むこと。
  - ウ 貸与等された奨学金を支援対象者本人が債務者となって返還中であること。
- 二 入社した日から二年を経過していない者であり、かつ、次のいずれにも該当する者。
  - ア 前号に該当する者として、申請日の属する年度の前年度において、この要綱に基づき補助金の交付を受けた事業の支援対象者であり、支援を受けた額以上の金額を奨学金の返還に充てていること。
  - イ 労働契約に定められた就業場所が成田空港周辺地域を含むこと。
  - ウ 貸与等された奨学金を支援対象者本人が債務者となって返還中であること。

（支援対象者の上限数）

第六条 支援対象者のうち前条第一号に規定する者の立地計画の認定の有効期間における累計数は、第三条第三項各号の類型に基づき、次の各号に定める数を上限とする。

- 一 新規立地企業  
立地計画に記載された新たに設置する工場等が目指す稼働率に達した段階（以下「本格稼働」という。）において必要な航空機整備関連事業に従事する者の数。
- 二 拠点拡充・更新企業  
立地計画に記載された増築又は改築する工場等の本格稼働において必要な航空機整備関連事業に従事する者の数から、立地計画認定申請日における航空機整備関連事業に従事する者の数を控除して得た数。

（補助対象経費等）

第七条 補助対象経費、補助対象期間、補助額の算定方法及び補助上限額は、別表のとおりとする。

（申請）

第八条 規則第三条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、知事が定める期日までに千葉県航空機整備関連企業の立地支援補助金交付申請書（別記第四号様式）を知事に提出しなければならない。

（交付の決定）

第九条 知事は、規則第四条の規定により補助金交付の申請があったときは、申請内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは交付の決定を行うこととする。

- 2 知事は、前項の審査により、補助金の交付又は不交付を決定したときは、速やかにその内容及びこれに条件を付したときには、その条件を申請者に通知する。

（交付の条件）

第十条 規則第五条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- 一 補助事業の内容の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- 二 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- 三 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 四 その他知事が必要と認める条件

（承認申請）

第十一条 前条第一号の規定により承認を受けようとするときは、千葉県航空機整備関連企業の立地支援補助金事業変更承認申請書（別記第五号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 前条第二号の規定により承認を受けようとするときは、千葉県航空機整備関連企業の立地支援補助金事業中止（廃止）承認申請書（別記第六号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第十二条 規則第十二条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業の完了の日から起算して三十日を経過した日までに千葉県航空機整備関連企業の立地支援補助金実績報告書（別記第七号様式）を知事に提出しなければならない。

（額の確定等）

第十三条 知事は、前条の実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第十一条第一項の規定による承認をした場合は、その承認内容。）及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（交付の請求）

第十四条 規則第十五条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉県航空機整備関連企業の立地支援補助金交付請求書（別記第八号様式）を知事に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第十五条 規則第十六条第二項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、千葉県航空機整備関連企業の立地支援補助金概算払請求書（別記第九号様式）を知事に提出しなければならない。

（返還等）

第十六条 この要綱に基づき補助金の交付を受けた補助対象者は、支援対象者について、次の各号に掲げる補助金の返還事由が生じた場合には、千葉県航空機整備関連企業の立地支援補助金返還事由発生報告書（別記第十号様式）を知事に提出しなければならない。

- 一 偽りその他不正の手段により支援金の支給又は代理返還の対象となった場合
  - 二 入社した日から五年未満に支援金を支給又は代理返還した補助対象者との雇用関係を解消した場合
- 2 知事は、前項の報告を受けた場合には、当該返還事由の範囲内において、第九条の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、又は変更することができる。
  - 3 知事は、前項の取消等をした場合において、既に当該取消等に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 4 前項の規定による補助金の返還及び加算金の納付については、規則第十九条の規定を適用する。
  - 5 前各項の規定は、第十三条第一項の規定による交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(交付決定の取消等)

第十七条 知事は、前条のほか、第十一条第一項又は第二項の規定による承認をした場合又は次の各号に掲げる場合には、第九条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 立地計画を変更、中止又は廃止した場合
  - 二 知事が立地計画の認定を取り消した場合
  - 三 規則に基づく知事の指示又は処分に違反した場合
  - 四 補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
  - 五 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - 六 交付の決定後生じた事情の変更等により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消等をした場合において、既に当該取消等に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 前項の規定による補助金の返還及び加算金の納付については、規則第十九条の規定を適用する。
  - 4 前各項の規定は、第十三条第一項の規定による交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の経理)

第十八条 この要綱に基づき補助金の交付を受けた補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、保存しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類の保存は、補助事業完了（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して五年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第七条）

補助対象経費	補助対象者が支援対象者に対して、奨学金返還支援のために支給する支援金又は代理返還する額。
補助対象期間	補助金の交付のあった年度の三月三十一日まで。
補助額の算定方法	<p>次の各号に定めるところにより算出された額を合算した額。</p> <p>一 第五条第一号に該当する者に対し実施する事業</p> <p>ア 支援対象者一人につき、補助対象経費の実支出額（千円未満を切り捨てる）と、入社した日における奨学金の残額に四分の一を乗じて得た額（千円未満を切り捨てる）と、七十五万円を比較して、最も少ない額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額を合算する。</p> <p>ウ イにより算出された額と、補助上限額を比較して、少ない方の額を選定して得た額を補助額とする。</p> <p>二 第五条第二号に該当する者に対し実施する事業</p> <p>ア 支援対象者一人につき、補助対象経費の実支出額（千円未満を切り捨てる）と、前年度にこの要綱に基づき補助金の交付を受けた事業で支援を受けた額を比較して、少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額を合算する。</p> <p>ウ イにより算出された額と、補助上限額を比較して、少ない方の額を選定して得た額を補助額とする。</p>
補助上限額	<p>次の各号に掲げる額。</p> <p>一 第五条第一号に該当する者に対し実施する事業 補助対象者一人につき年間千五百万円まで。</p> <p>二 第五条第二号に該当する者に対し実施する事業 補助対象者一人につき年間千五百万円まで。</p>